

# 第 15 編

## 交通規制・安全施設関係

交通規制課

# 第15編 交通規制・安全施設関係

## 1 交通規制・安全施設の概要

### (1) 概要

令和4年は、道路における危険を防止し、交通の安全と円滑を図るため、関係機関と連携して、

- 交通安全施設等整備事業の重点的、効果的かつ効率的な推進
- 交通実態の変化等に即した交通規制の推進、道路交通環境の更なる改善等
- 生活道路、通学路等における交通安全対策の推進
- 道路管理者等と連携した自転車通行環境の整備
- 大規模災害に対応できる交通対策の推進

等を基本方針とした安全で快適な交通環境の整備を推進しました。

### (2) 交通安全施設の整備

視認性向上のため信号灯器のLED化を推進するなど、効果的な交通安全施設の整備を行うとともに、老朽化した信号機等の着実な更新を実施しました。また、事故の起きにくく円滑化にも配慮した信号制御にも努めました。

### (3) 生活道路等における交通安全対策

生活道路や通学路、子供が日常的に集団で移動する経路等における安全を確保するため、道路管理者等との連携による交通安全総点検や総合現地診断を通じて危険箇所への対策を講じるとともに、標識・標示の高輝度・カラー化の更新等、効果的な交通安全施設の整備を行いました。

### (4) 自転車の安全利用対策

自転車利用者等の安全な通行を確保するため、道路管理者と連携して、交通実態に応じた自転車歩道通行可等の交通規制を実施するなど、自転車通行環境の整備を推進しました。

### (5) 災害に強い交通環境の整備

災害が発生した場合においても安全な道路交通を確保するため、老朽化した交通情報板の交通安全施設を更新するとともに、信号機の機能停止による混乱の防止や緊急交通路の機能確保を図るため、自動起動式信号機電源付加装置の整備を推進しました。

## 2 交通規制実施状況

実施状況		昭和45年度末累計		令和2年度末累計		令和3年度末累計		令和4年度末累計			
		箇所 (区間) 数	延長等 m	箇所 (区間) 数	延長等 m	箇所 (区間) 数	延長等 m	箇所 (区間) 数	延長等 m		
規制種別	通行禁止	歩行者用道路		13	4,060	14	4,120	14	4,120		
		自転車以外の車両通行禁止		178	54,279	178	57,407	177	57,007		
		大型車通行禁止 その他	45	15,790	201	115,288	201	114,988	201	114,988	
			29	11,005	24	4,714	24	4,714	24	4,714	
計		74	26,795	416	178,341	417	181,229	416	180,829		
一方通行		85	24,145	494	125,973	498	127,163	498	127,193		
指定方向外進行禁止		73		927	-	946	-	944	-		
歩行者横断禁止		2	1,230	13	13,240	12	12,740	12	12,740		
中央線変移				0	0	0	0	0	0		
最高速度	区間	80キロメートル		10	96,025	10	96,025	10	96,025		
		70キロメートル		0	0	0	0	0	0		
		60キロメートル		1	330	1	330	1	330		
		50キロメートル		17	20,900	280	729,457	281	726,327	280	728,307
		40キロメートル		55	72,410	570	826,136	571	828,866	571	828,366
		30キロメートル		16	18,430	356	277,246	329	275,646	330	278,111
		20キロメートル				61	25,845	61	25,845	61	25,845
	区域	40キロメートル		1	183.9	0	0	0	0	0	
		30キロメートル		5	149.0	27	210,260	27	210,260	27	210,260
	転回禁止		5	4,900	10	4,900	10	4,900	10	4,900	
追越しのための 右側部分はみ出し禁止		68	51,965	301	662,136	297	663,676	297	662,661		
一時停止		713	970	7,751	11,126	7,776	11,172	7,791	11,197		
駐停車禁止				32	13,505	32	13,505	32	13,505		
駐車禁止		261	82,824	1,660	1,182,734	1,659	1,182,944	1,659	1,182,944		
高齢運転者等専用駐車区間				3	55	3	55	3	55		
時間制限 駐車区間	パーキングメーター				2	60	2	60	2	60	
	パーキングチケット				2	190	2	190	2	190	
警笛鳴らせ区間		48	53,660	9	29,190	9	29,190	9	29,190		
横断歩道		652	1,102	5,170	9,946	5,189	9,993	5,193	9,997		
停止禁止部分				154	-	154	-	154	0		
自転車歩道通行可		10	13,210	877	1,300,326	876	1,317,474	861	1,311,864		
路線バス等優先通行帯				6	8,950	6	8,950	6	8,950		
歩行者用路側帯				8	1,629	8	1,629	8	1,629		
駐停車禁止路側帯				152	44,070	151	43,595	151	43,595		
自転車横断帯				1,050	2,507	1,025	2,442	1,000	2,382		
二段停止線				212	507	193	453	183	434		

交通規制  
交通施設

### 3 交通信号機の運用状況

令和4年度末現在

署名	信号機 市町	定周期式				押ボタン式 (集中制御 含む)	一灯式	小計	署別合計
		集中制御 (直接信号)	集中信号 (連動信号) ・ 地点制御	灯器連動	その他				
東かがわ	東かがわ市	6	51			23		80	80
さぬき	さぬき市	13	60			48	2	123	123
高松東	高松市	19	17	1		25		62	117
	三木町	3	31			21	0	55	
小豆	土庄町		14			4		18	48
	小豆島町		16			14		30	
高松北	高松市	138	98	2		90	7	335	337
	直島町		2					2	
高松南	高松市	105	114	4		105	10	338	338
坂出	坂出市	50	54			25		129	163
	宇多津町	10	20	1		3		34	
高松西	高松市	10	17	1		7		35	99
	綾川町	8	35			21		64	
丸亀	丸亀市	59	115	7		72		253	399
	多度津町	1	34	2		14		51	
	善通寺市	14	51	1		29		95	
琴平	琴平町	1	13			6		20	79
	まんのう町	3	41			15		59	
三豊	三豊市	12	100			42		154	154
観音寺	観音寺市	21	78	1		42	1	143	143
高速隊					2			2	2
計		473	961	20	2	606	20	2,082	2,082

※ 昭和27年12月21日高松市番町1丁目11番10号に香川県で最初に信号機が設置された。

#### 4 交通信号機の機種別・制御別設置状況

令和4年度末

種 別		数 量	
信 号 機	定 周 期 式	1, 4 5 6 基	
	押 ボ タ ン 式	6 0 6 基	
	一 灯 式	2 0 基	
	計	2, 0 8 2 基	
集 中 制 御	交通管制センター (高松本部)	(地域制御)	
		直接信号	3 0 4 基
		連動信号	1 1 3 基
		計	4 1 7 基
	坂出サブセンター	(地域制御)	
		直接信号	6 0 基
		連動信号	2 0 基
		計	8 0 基
	丸亀サブセンター	(地域制御)	
		直接信号	7 8 基
		連動信号	3 3 基
		計	1 1 1 基
	琴平署管内 (内数)		
	直接信号 4 連動信号 6		
	観音寺ミニセンター	(地域制御)	
		直接信号	3 1 基
連動信号		1 1 基	
計		4 2 基	

